

東邦大学における新型コロナウイルス感染症に対する活動指針（令和2年7月30日版）

レベル	目安	活動項目						
		A. 研究活動・研究指導	B. 授業 (講義・演習・実習)	C. 学生の 課外活動	D. 学生の入構制限	E. 学内会議	F. 学外者の キャンパス訪問	G. 出張・旅行(国内)
0 (通常)		通常通り						
0.5 (一部制限)	国内で感染が認められる	・感染防御と拡大防止に最大限の配慮をして、研究活動・対面での研究指導を行うことができます。	・感染拡大防止に配慮をして、対面授業、演習・実習を行うとともに、オンライン講義を十分に活用します。	・感染拡大防止に配慮をし、課外活動を許可します。	・登校した場合は大学での滞在時間を最小限とします。	・対面会議は感染に最大限の配慮し最小限とするとともに、オンライン会議(メール含)を十分に活用します。	・学外者の訪問に際しては感染拡大防止に最大限の配慮を要請するとともに、オンライン会議を十分に活用します。	・流行地域から、又は流行地域への出張・旅行には最大限の注意をします。
1 (制限-小)	東京都・千葉県および近県で感染が認められ、週末や夜間の不要不急の外出自粛要請がある。	・教員の研究、大学院生の研究、学士課程の学生の卒業論文に必要な研究に限り、一定の条件を満たす場合は、順次研究活動を再開します。 ・オンラインによる研究指導(ゼミや研究報告会等)を十分に活用します。	・対面授業、演習・実習を最小限に制限し、原則としてオンライン講義で授業を行います。	・原則全面禁止とします。	・一定の条件を満たす学部学生、大学院生は登校を許可します。 ・登校した場合は大学での滞在時間を最小限とします。	・学内関係者による対面会議は必要最小限とするとともに、参加者を少人数にし、多数の人が集まらないようにします。 ・オンライン会議(メール含)を十分に活用します。	・学外者の訪問を自粛するよう要請し、オンライン会議を十分に活用します。	・流行地域から、又は流行地域への不要不急の出張・旅行自粛とします。
2 (制限-中)	政府から緊急事態宣言が発令され、東京都・千葉県が対象地域に含まれ、外出自粛要請がある。	・①・②・③の研究スタッフ(事情によっては大学院生・研究員も可)の研究室への立ち入りが許可されます。 ①中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中 ②進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる ③生物の維持・管理、液体窒素・液体ヘリウムの補給装置等の維持・管理、毒劇物等の研究に使用する薬品の維持・管理、研究に必要な基幹インフラの稼働・維持・管理、各種安全確保対策、その他法令等の義務の順守等に必要な場合に関わる ・研究指導は、オンライン(メール含)のみ。	・対面授業、演習・実習を中止し、オンライン講義と課題を与えた自学習のみで授業を行います。	・全面禁止とします。	・学部学生、大学院生の登校禁止とします。 ※ただし、緊急事態宣言が発令されていても感染拡大が収束傾向に向かいつつある場合等、学長の指示のもと、一部施設利用等において例外措置をとることがあります。	・会議は原則オンライン会議(メール含)に移行します。	・学外者の立ち入り禁止を要請します。	・緊急事態宣言対象地域からの又は緊急事態宣言対象地域への不要不急の出張・旅行の原則禁止とします。 ・その他地域への不要不急の出張・旅行は自粛とします。
3 (制限-大)	学内で感染者が発生し、感染拡大の危険がある。 (感染蔓延期)	・当該組織管理職の許可の下で、上記③に関わる業務のために一時的に入室する研究スタッフのみの立ち入りが可能です。 ・研究指導は、オンライン(メール含)のみ。	課題を与えた自学習とオンライン講義のみで授業を行います。 (状況に応じて全ての授業の開講を中止します。)	全面禁止とします。	全ての大学院生、研究員等を含め登校禁止。	会議は、オンライン会議(メール含)のみとします。	学外者の立ち入りを禁止します。 (大学の機能維持に不可欠な業務を行う者のみ入構可)	全ての移動を原則禁止とします。

※ 付属病院における行動については、本指針の適用となりません。

※ 活動項目ごとに、指示する活動レベルが異なる場合があります。

※ 海外渡航については、別途指示します。

※ 上記内容については、今後の感染状況等を踏まえ、随時、改善・更新を行います。